

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 4-1-3	事務事業名 住民票等自動交付機の設置	所管部課 市民部 市民課
----------------	-----------------------	--------------------

施策コード 協2-2	施策名 地域情報化の推進	施策目標 人と人が出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。
---------------	-----------------	---

事務事業の概要	事務事業の目的	住民票等自動交付機は、地域における窓口サービスの拡充の一つとして位置づけられ、住民の利便性の向上とともに、窓口での証明書発行割合を減少させることで、事務の効率化を図る。	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	住民票等自動交付機で請求できる証明書は、①住民票の写し(同一世帯全員または一部)、②個人の印鑑登録証明書の2種類である。平成24年度の時点では、市内7箇所(7台)に設置されており、利用時間を平日は、午前8時30分から午後8時(一部閉館時間等で短縮あり)、土・日・祝日は、午前9時から午後5時までとしている。 証明書等の交付種類の拡大や設置場所等については、関係部署と連携して利便性向上検討会を立ち上げ、課題に対する検討を進めている。(02.03.01.02戸籍住民基本台帳事務費)	
	事業開始時期	平成13年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
事業費(A)		4,255	8,557	6,991	5,220
財源内訳	国庫支出金・都支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他 ()	0	0	0	0
	一般財源	4,255	8,557	6,991	5,220
所要人員(B)	人	1.05	0	0.3	0.1
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	8,484	0	2,309	823
臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	12,739	8,557	9,300	6,043
単位当たりコスト(E)=(D)/(自動交付機設置台数)	千円	2,123	1,222	1,329	863

活動等指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
①自動交付機設置台数	実績値 台	6	7	7	7
②	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》 ①住民票等自動交付機設置台数(平成22年度までは6台・平成23年度から1台増設し計7台が稼働)					
成果指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
一次 自動交付機の交付件数	目標値 件	114,827	96,500	100,720	95,290
	実績値 件	104,644	97,444	101,765	
二次 自動交付機の利用率	目標値 %	67	60	61	
	実績値 %	62	62	64	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 一次 自動交付機による住民票写しと印鑑証明書の交付件数 二次 自動交付機交付件数/全体交付件数(自動交付機・出張所を含む)					

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	特に実施していない
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 住民票の写し・印鑑証明のみ交付を行っている自治体は5市(武蔵野市・青梅市・小平市・羽村市・西東京市) 課税・所得証明書等も交付している自治体は9市(立川市・三鷹市・府中市・調布市・日野市・国分寺市・狛江市・清瀬市・東久留米市)
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 コンビニ交付等がある。

事業コード 4-1-3	事務事業名 住民票等自動交付機の設置	所管部課 市民部 市民課
----------------	--------------------	--------------------

施策コード 協2-2	施策名 地域情報化の推進	施策目標 人と人が出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。
---------------	-----------------	---

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度 (緊急性)	2	<p>市民の利便性を向上させるため、利用時間の延長や交付手数料の引き下げ、設置台数の拡大等の取り組みもあり、自動交付機における交付件数や利用率は、安定的に推移しており、事務の効率化に寄与していると考えられる。</p> <p>一方で、個々の自動交付機の利用件数にばらつきがあることから、公共施設の適正配置に考慮しつつ、適正な配置となるよう検討していく。</p> <p>また、個人番号制度導入に伴い、平成28年から個人番号カードが全市民に交付開始される。このカードを利用して住民票等自動交付機の利用ができるように検討しつつ、同カードでのコンビニで住民票等の交付について検討していく。</p>
	事業の必要性	2	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	3	
	事業内容等の適切さ	2	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度 (緊急性)	2	<p>住民票等自動交付機については、課税・非課税証明発行の機能追加や設置場所の適正化に加え、新たにコンビニエンスストアでの証明発行が課題となっている。</p> <p>一方、本年5月に成立したマイナンバー法は、個人番号カードの導入により、各種行政手続きの簡素化、利便性の向上を図ることを目的としており、取扱う証明の種類や場所の拡大について大きな可能性を持っている。市民カードで運用している現行の住民票等自動交付機の更なる機能の拡大等は、二重投資となる可能性もあるため、今後のマイナンバー法の動向に留意し、検討する必要がある。</p>
	事業の必要性	2	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	3	
	事業内容等の適切さ	2	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>住民票等自動交付機については、これまで設置台数の拡充や利用時間の延長等の取組みにより、自動交付機による交付件数の割合が6割となり、窓口業務の効率化につながった。</p> <p>しかし、更なる窓口業務の効率化にあたり税関係証明など自動交付機で取り扱う証明種類の拡充や、利用者数の少ない自動交付機もあることから、先進市で導入しているコンビニエンスストアでの証明発行について調査し、現在の自動交付機による手法との比較検討をすべきである。</p> <p>なお、今後の証明発行の手法の検討にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行による影響を見極め、窓口業務の効率化の検討とあわせた市民サービス全体として検討する必要がある。</p>